

別表

措 置 要 件	措置期間
<p>1 粗雑な契約の履行等</p> <p>(1) 本市契約の履行に当たり、粗雑にしたと認められるとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く）</p> <p>ア 粗雑な契約の履行が原因で、重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(2) 本市契約に係る成績評定が不良であると認められるとき</p> <p>ア 工事成績評定点が 60 点未満のとき</p> <p>イ 測量・建設コンサルタント等業務委託（建築及び建築設備工事に係る設計業務、工事監理委託業務）に係る成績評定点が 60 点未満のとき</p> <p>ウ 測量・建設コンサルタント等業務委託（イを除く建設コンサルタント等業務）に係る成績評定点が 55 点未満のとき</p> <p>(3) 本市契約の履行に当たり、管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>(4) 大阪府内における本市契約以外の契約の履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき</p>	<p>4 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p>
<p>2 契約違反等</p> <p>(1) 契約相手方の責に帰すべき事由により契約解除となったとき</p> <p>(2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき</p> <p>(3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき</p> <p>(4) 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(5) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 遅延日数が 30 日以内のとき</p> <p>イ 遅延日数が 30 日を超えるとき</p> <p>(6) 物品の納入等について減価採用したとき</p> <p>(7) 産業廃棄物の処理において、電子マニフェストを使用しなかったとき（電子マニフェストによる処理が困難であると本市が承諾した場合を除く）</p>	<p>12 月</p> <p>6 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p>
<p>3 公衆損害事故</p> <p>(1) 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、または損害を与えたとき</p> <p>ア 重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p> <p>イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき</p> <p>(2) 大阪府内における本市契約以外の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p>	<p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p>
<p>4 工事等関係者事故</p> <p>(1) 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき</p>	

ア 重大な事故を生じさせたとき	2月
イ 負傷者を生じさせたとき	1月
(2) 大阪府内における本市契約以外の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	1月
5 贈賄	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	36月
(2) 前号に掲げる者が、本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12月
イ 使用人等	6月
6 独占禁止法違反行為	
(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（役員等又は使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）	
ア 本市契約に関するもの	36月
イ 本市契約以外の契約に関するもの	12月
(2) 前号に掲げるもののほか、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	
ア 本市契約に関するもの	18月
イ 本市契約以外の契約に関するもの	6月
7 刑法上の談合等	
役員等又は使用人等が競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
(1) 本市契約に関するもの	36月
(2) 本市契約以外の契約で役員等に関するもの	12月
(3) 本市契約以外の契約で使用人等に関するもの	6月
8 あっせん利得処罰法違反行為	
役員等又は使用人等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
(1) 本市契約に関するもの	12月
(2) 本市契約以外の契約に関するもの	6月

<p>9 虚偽記載</p> <p>本市契約に関して、次の各号に掲げる書類に虚偽の記載（電子申請による虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 定期又は随時の入札参加資格審査申請時に提出する入札参加資格審査申請書及びその他の書類</p> <p>(2) 契約前に提出する入札参加資格審査申請書及びその他の書類</p> <p>(3) 契約後に提出する建設業法第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳及びその他の書類</p>	<p>6 月</p>
<p>10 暴力行為等</p> <p>役員等又は使用人等が、本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき</p>	<p>12 月</p>
<p>11 建設業法違反行為</p> <p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 役員等又は使用人等が、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 本市契約(本項においては下請け契約も含む。)に関するもの</p> <p>イ 本市契約以外の契約で役員等に関するもの</p> <p>ウ 本市契約以外の契約で使用人等に関するもの</p> <p>(2) 建設業法に違反し、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項に基づく営業停止処分を受けたとき</p> <p>ア 本市契約に関するもの</p> <p>イ 本市契約以外の契約に関するもの</p> <p>(3) 建設業法に違反し、建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分を受けたとき</p> <p>ア 本市契約に関するもの</p> <p>イ 本市契約以外の契約に関するもの</p> <p>(4) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき</p> <p>ア 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分</p> <p>イ 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分</p> <p>(5) 建設業法第 29 条に基づき許可取消処分を受けたとき</p> <p>ア 同条第 1 項第 7 号又は第 8 号に基づく取消処分</p> <p>イ アの処分以外の取消処分</p> <p>(6) 建設業法第 29 条の 2 第 1 項に基づき許可取消処分を受けたとき</p>	<p>12 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>4 月</p> <p>2 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>3 月</p>
<p>12 その他の法令違反</p> <p>(1) 業務に関し、役員等又は使用人等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは、有資格者である法人が公訴を提起されたとき</p> <p>(2) 前各項に掲げる場合のほか、役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>1～12 月</p> <p>1～12 月</p>

<p>13 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 大阪市競争入札参加者心得に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>ア 談合など入札（競争により相手方を選定する方法によるものを含む。）の公正を害すべき行為又は公正を害するおそれがある行為をした事実が認められるとき（第4条第1号～第3号関係）</p> <p>イ 大阪市談合情報等対応マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど本市職員の指示に従わないとき（第4条第4号関係）</p> <p>ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(2) 正当な理由がなく、本市が定める期日までに事後審査資料等を提出しなかったとき</p> <p>(3) 第12条に定める警告を受けた場合において、1年以内に当該警告の原因となった行為を再び行ったとき</p> <p>(4) 本市に登録している営業所が不適切と認められた場合において、本市から改善の指示を受けたにもかかわらず改善措置を講じないとき又は改善の指示の受け取りを拒否したとき</p> <p>(5) 業務に関し、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表され、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(6) 大阪市暴力団排除条例の規定に従わないとき</p> <p>ア 同条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき</p> <p>イ 同条例第9条第2項の規定に基づく報告を本市にしなかったとき</p>	<p>6月</p> <p>12月</p> <p>1～12月</p> <p>1月</p> <p>1～12月</p> <p>6～12月 ただし、措置期間を経過し、かつ、改善が認められるまで</p> <p>1～3月</p> <p>3月</p> <p>2月</p>
<p>14 その他</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、有資格者として、ふさわしくない行為があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>1～12月</p>